

静岡掲示物撤去不当労働行為救済申し立て事件

完全勝利

最高裁判所の決定により、またもや会社の掲示物撤去に関する不当労働行為が認定されました。

本部は本日、最高裁決定に基づき、以下の内容で会社に申し入れを行いました。

申16号

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した静岡地方労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 手交する謝罪文の名義人は柘植社長となっている。従って柘植社長が、中央執行委員長、地本執行委員長に手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

組合活動への支配介入はやめろ！